

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第794条第1項第2号、第801条第3項第3号及び

会社法施行規則第190条に定める書面)

2024年7月2日

東海カーボン株式会社

オリエンタル産業株式会社

2024 年 7 月 2 日

株式交換に係る事後開示書面

(株式交換完全親会社)

東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号

東海カーボン株式会社

代表取締役社長 長坂 一

(株式交換完全子会社)

山梨県甲府市上条新居町180番地

オリエンタル産業株式会社

代表取締役社長 山家 裕司

東海カーボン株式会社（以下「東海カーボン」という）及びオリエンタル産業株式会社（以下「オリエンタル産業」という。）は、2024 年 5 月 30 日付で締結した株式交換契約に基づき、2024 年 7 月 2 日を効力発生日として東海カーボンを株式交換完全親会社とし、オリエンタル産業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施しました。

本株式交換に関して会社法第791 条第 1 項第 2 号、同第801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。本株式交換は、東海カーボンにおいては会社法第796 条第 2 項本文に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日

2024 年 7 月 2 日

2. 株式交換完全子会社における法第784 条の 2、第785 条、第787 条及び第789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190 条第 2 号）

- (1) 会社法第784 条の 2（株式交換をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784 条の 2 の規定に従って差止請求を行った株主はいませんでした。
- (2) 会社法第785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
反対株主の株式買取請求について該当はありません。
- (3) 会社法第787 条（新株予約権買取請求）及び第789 条（債権者の異議）の手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796 条の 2、第797 条及び第799 条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第190 条第 3 号)

(1) 会社法第796 条の 2 (株式交換をやめることの請求) の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、会社法第796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易株式交換) に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過

東海カーボンは、会社法第797 条第 4 項の規定に基づき、2024 年 5 月 30 日付で東海カーボンの株主に対し、本株式交換をする旨並びにオリエンタル産業の商号及び住所に係る公告を行いました。

なお、本株式交換は、会社法第796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易株式交換) に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799 条 (債権者の異議) の手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第190 条第 4 号)

13,150株

5. その他の株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第190 条第 5 号)

(1) 東海カーボンは、会社法第796 条第 2 項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知した東海カーボンの株主はいませんでした。

またオリエンタル産業は、会社法第783 条第 1 項の規定に基づき、2024 年 6 月 14 日開催の臨時株主総会において、本株式交換の承認を得ています。

(2) 東海カーボンは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前 (2024 年 7 月 1 日付) のオリエンタル産業の株主名簿に記載又は記録された株主 (東海カーボンを除く) に対し、その所有するオリエンタル産業の株式 1 株に対して東海カーボンの株式 27.98 株の割合をもって東海カーボンの自己株式を割当交付しました。東海カーボンが割当交付した株式の総数は、228,037 株です。

(3) 本株式交換に伴う、東海カーボンの資本金及び準備金の額の変動はありません。

以上